

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年4月1日（金）第3200号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 5
- 肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 6
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 6
- ふ化業者の登録 (畜産課取扱い) 8
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 8
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (4件) (道路維持課取扱い) 8
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法 (道路維持課取扱い) 10
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹市町村道の改築工事の完了 (道路維持課取扱い) 11
- 都市計画区域の変更 (3件) (都市計画課取扱い) 11
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更 (3件) (都市計画課取扱い) 14
- 平成28年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 14
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 15

## 公 告

- 総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施公告 (総務事務センター取扱い) 15

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 17

## 公 安 委 員 会 規 則

- 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (交通指導課取扱い) 18

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 24

## 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- ウナギの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 25

## 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- ウナギの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 25  
**内水面漁場管理委員会指示**
- ウナギの採捕についての指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 26  
 ○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内水面漁場管理委員会取扱い) 26  
**内水面漁場管理委員会告示**
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定 (内水面漁場管理委員会取扱い) 27  
**県立病院局企業管理規程**
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 27

## 告 示

### 鹿児島県告示第378号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により，土地利用基本計画を次のように変更した。

なお，変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は，鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある区域の都市地域の拡大	出水市及び始良市
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がない区域の都市地域からの除外	出水市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	薩摩川内市，霧島市，南種子町及び伊仙町

### 鹿児島県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
指宿市山川利永字前田1396番 1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は，択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市吹上町中之里字上窪田1531番1, 1532番, 1535番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡肝付町富山字須崎554番4, 557番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼ	出水市野田町上名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町1402番地	田中 初代	平成28年3月31日	訪問介護

っこ						
株式会社大久保 電気	薩摩川内市矢倉 町4473番地1	株式会社大久保 電気	薩摩川内市矢倉 町4473番地1	大久保 薫	平成28年 3月31日	福祉用具 貸与

## 鹿児島県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月 日	サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
エスプリ鹿児島 デイサービスセ ンター	霧島市隼人町真 孝2720	株式会社エスプ リ	宮崎県北諸県郡 三股町花見原3 番地9	市来 貞利	平成28年 3月10日	通所介護

## 鹿児島県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションひなたぼ っこ	出水市野田町上 名830番地4	株式会社めだか	出水市西出水町 1402番地	田中 初代	平成28年 3月31日	介護予防 訪問介護
株式会社大久保 電気	薩摩川内市矢倉 町4473番地1	株式会社大久保 電気	薩摩川内市矢倉 町4473番地1	大久保 薫	平成28年 3月31日	介護予防 福祉用具 貸与

## 鹿児島県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
ナカノ在宅医療クリニック	鹿児島市伊敷台六丁目27番10 号	平成28年 4月1日	精神通院医療
日置市診療所	日置市日吉町日置1150番地1	平成28年 4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		

よつば調剤薬局	鹿児島市大竜町5番10号	平成28年 4月1日	精神通院医療
タイセイ薬局頼娃店	南九州市頼娃町別府字松永川 上11701番地2	平成28年 4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人ナカノ会	鹿児島市伊敷台六丁目27番10号	ナカノ訪問看護ステーション	鹿児島市伊敷台六丁目27番11号	平成28年 4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第388号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成28年6月1日	10：30～15：00	枕崎市	桜山地区公民館
平成28年6月2日	10：30～15：00	枕崎市	立神地区公民館
平成28年6月3日	10：30～15：00	枕崎市	別府地区公民館
平成28年6月6日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成28年6月7日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成28年6月8日	10：30～15：00	枕崎市	枕崎市市民会館
平成28年6月14日	10：30～11：30	指宿市	徳光公民館
平成28年6月14日	13：00～15：00	指宿市	成川区民センター
平成28年6月15日	10：00～12：00	指宿市	大山集落センター
平成28年6月15日	13：30～15：00	指宿市	山川文化ホール
平成28年6月16日	10：00～15：00	指宿市	山川文化ホール
平成28年6月17日	10：00～11：30	指宿市	今和泉校区公民館
平成28年6月17日	13：00～14：30	指宿市	池田校区公民館
平成28年6月20日	10：00～14：00	指宿市	指宿校区公民館
平成28年6月21日	10：00～15：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成28年6月22日	10：00～15：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成28年6月23日	10：00～14：00	指宿市	指宿市役所指宿庁舎
平成28年6月24日	10：30～11：30	指宿市	川尻ふれあい交流館
平成28年6月24日	13：00～15：00	指宿市	指宿市開闢農村環境改善センター

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

## 3 指定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成28年6月1日から平成29年2月28日までとする。

鹿児島県告示第389号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1215号	配合肥料	原料ドリーム	りん酸全量20.0 く溶性りん酸 19.6 加里全量 13.0 く溶性加里13.0 水溶性加里 5.0 く溶性苦土 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸651番地	平成28年3月15日
鹿児島県肥第1216号	配合肥料	豚骨有機	りん酸全量20.0 く溶性りん酸 19.9 加里全量 1.0 く溶性加里 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸651番地	平成28年3月15日
鹿児島県肥第1234号	混合有機質肥料	アルコイリスII	窒素全量 3.0 りん酸全量 2.5 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸651番地	平成28年3月15日
鹿児島県肥第1235号	加工家きんふん肥料	肥料職人II	窒素全量 3.0 りん酸全量 2.5 加里全量 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸651番地	平成28年3月15日

鹿児島県告示第390号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成28年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
長浜商産（株） 宮之城工場 （薩摩郡さつま町）	同左	鶏用混合飼料	クックパワー	平成 28.1	重金属－ カドミウム	無
みらい飼料（株） 志布志工場 （志布志市）	（株）入来運送 （薩摩郡さつま町）	ブロイラー肥 育後期用配合 飼料	サツマイモド リ後期	28.1	重金属－ カドミウム	無
			江夏ブロイラ ー後期	28.1	重金属－ カドミウム	無
中部飼料（株） 志布志工場 （志布志市）	（株）入来運送 （薩摩郡さつま町）	ほ乳期子牛育 成用配合飼料	I T O C H U ニューカーフ ペレット	28.1	重金属－ カドミウム	無
		肉用牛肥育用 配合飼料	I T O C H U のぞみ前期	28.1	重金属－ カドミウム	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合は、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
山川水産加工業 協同組合 フィッシュミール工場 （指宿市）	同左	フィッシュソリュ ブル吸着魚粕	平成 28.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
枕崎水産加工業 協同組合 化成工場 （枕崎市）	同左	魚粕	28.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
長浜商産（株） 宮之城工場 （薩摩郡さつま町）	同左	クックパワー	28.1	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗 灰分	無

注 違反の有無及び違反の内容の欄には、違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

## 鹿児島県告示第391号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 28の2号	平成28年 3月26日	平成31年 3月25日	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14	有限会社竹下種鶏孵化場 鹿屋市旭原町2909番地14
鹿ふ登第 28の3号	平成28年 3月27日	平成31年 3月26日	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社 鹿児島市鴨池新町15番地	鹿児島くみあいチキンフ ーズ株式会社加治木ふ化 場 始良市加治木町小山田 4900番地

## 鹿児島県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備福山地区堂田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 4 月 4 日から同年 5 月 2 日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

## 鹿児島県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子 線	熊毛郡中種子町野間字西ノ 門6945番1地先から同町野 間字大門6932番1地先まで	前	10.0～18.0	459.4
			後	10.8～51.0	459.4

## 鹿児島県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年 4 月 1 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 4 月 1 日



鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡中種子町野間字西ノ門6945番1地先から同町野間字大門6932番1地先まで	平成28年4月1日

## 鹿児島県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	岸良高山線	肝属郡肝付町前田字西方中724番3地先から730番5地先まで	前	7.4～13.1	56.4
			後	9.1～13.6	56.1

## 鹿児島県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	岸良高山線	肝属郡肝付町前田字西方中724番3地先から730番5地先まで	平成28年4月1日

## 鹿児島県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字椿ノソウ14707番3地先から14707番1地先まで	前	17.1～21.2	77.0
			後	17.1～21.2	77.0

## 鹿児島県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字椿ノソウ14707番3地先から14707番1地先まで	平成28年4月1日

### 鹿児島県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎76番1地先から87番2地先まで	平成28年4月1日

### 鹿児島県告示第400号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市上荒田町3番1地先から同市武三丁目2番9地先まで

#### 2 指定する期日

平成28年4月1日

#### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

##### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

##### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル

以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 鹿児島県告示第401号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により県が行った市町村道の改築に関する工事の一部を、次のとおり完了した。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

市町村道の路線名	工 事 区 間	工事の 種 類	工 事 の 完了の日
曾於市道河原飛佐線	曾於市大隅町中之内字橋ノ元5301番4地先から同市大隅町岩川字坂下2110番地先まで	改 良	平成26年 10月23日

## 鹿児島県告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 1 都市計画区域の名称

出水都市計画区域

### 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

出水市大字境町の一部（地先公有水面を含む。）、大字高尾野町下高尾野字下村、字火ノ迫、字花立、字灰塚、字芥田、字丸尾、字久保畑、字宮田、字宮脇、字喰原、字空待、字建具堀、字犬淵、字高松、字国料、字桜堀、字山下、字市園、字寺園、字出口、字松ヶ角、字上原、字城戸口、字植松、字新城、字諏訪、字諏訪上、字垂、字水天原、字石坂、字千束田、字船迫、字大迫、字中園、字泥川、字東畑、字道下、字道上、字道添、字徳光、字南郷堀、字楠原、字如意庵、字馬場園、字白見迫、字放光寺、字本城、字本迫、字又界、字矢倉堀、字柳田、字立添山、字立聞、字平牟田、字立野及び字鈴見町の全部並びに字柵ヶ谷、字宇迫、字羽山、字覚珍、字曲迫、字高城、字砂原、字上石坂、字西小陳、字前田、字段の原、字竹下、字長迫、字北迫、字野添及び字鉦取川の各一部、大字高尾野町下水流字アザミ原、字ボヤ迫、字井手下、字永田、字屋根添、字屋敷原、字屋敷迫、字下ノ原、字下山、字加世田、字加世田前、字嘉六ヶ下、字掛越、字久保川、字宮之丸、字宮脇、字橋口、字窪、字五本松、字溝下、字三角、字三文路、字山王丸、字寺田、字寺島、字軸園、字七高跡、字車田、字蛇淵、字酒屋田、字勝門、字焼良淵、字上永城、字植松川原、字新田山、字水天丸、字西ノ丸、字西永城、字西加世田、字西出口、字西大野、字西池、字西浜道、字西雉子山、字石橋、字石橋下、字石橋上、字川久保、字川曲、字川原、字洗切、字大開、字大野塩入、字大野田神前、字大落、字竹ノ内、字中ノ丸、字中永城、字中境元、字中出口、字中水溝下、字中大野、字中浜道、字中雉子山、字鶴見岳、字天神川原、字田神丸、字田之神前、字東永城、字東塩入、字東下山、字東加世田、字東溝上、字東浜道、字東雉子山、字堂ノ丸、字堂ノ前、字道荒、字道上、字道添、字峠畑、字鍋山、字南田、字日焼田、字畠田、字尾崎川原、字浜道、字浜畑、字墓前、字法心原、字霧島、字榊木丸、字櫻田屋敷、字櫻畑、字黒木迫、字一ノ谷、字西深田、字浜松、字藏道及び字鎮ノ丸の全部並びに字御前迫及び字東干拓の各一部（地先公有水面を含む。）、大字高尾野町柴引字柵山、字井料、字芋畑、字羽山、字榎田、字横馬場、字屋敷田、字下ノ松山、字下ノ前原、字下永忠庵、字下小路、字下垂、字加治屋町、字花立、字宮ノ下、字狐ヶ尾、字後の迫、字後原、字高州、字今堀、字佐敷、字砂入迫、字三斗蒔、字山下、字寺園、字七ツ割、字七本柵、字出口、字小陳、字松原、字松木川、字上ノ松山、字上ノ川、字上永忠庵、字上今堀、字上砂取、字上小路、字上垂、字上前原、字上大野、字

上馬場，字上島，字城内，字森山，字諏訪坊，字西今堀，字西小陳，字西前原，字西大野，字西馬場，字西野中，字川原，字大永田，字大樋口，字中ノ松山，字中永忠庵，字中須，字中垂，字中大野，字中馬場，字中迫，字中野，字陳之内，字鶴田山，字田の下，字東垂，字東全寺，字東大野，字東馬場，字東迫，字東野中，字堂前，字道下上原，字馬子せ場，字萩尾，字迫田，字樋掛，字平田，字平牟田，字本町，字柳田，字踊場，字立山，字冷待，字柴引，字中山，字町口，字鈴小原及び字國料の全部，大字高尾野町上水流字伊勢屋敷，字伊豆前，字井ノ上，字井手本，字壺町畑，字永田，字榎園丸，字屋根添，字屋敷丸，字下ノ原，字下川原，字下大野，字火の丸，字垣内，字角力場，字宮後，字供養元，字橋ノ下，字広門，字今寺，字山畑，字持留，字捨溝，字出口，字除川，字小路，字松ヶ迫，字松原，字焼山，字城ノ上田，字新屋敷，字新田，字水無川原，字杉迫，字星原，字石橋，字川原，字前田，字前畑，字早霜，字大助橋，字大助前，字中ノ道，字中溝下，字中大野，字丁後田，字道下，字番城田，字樋口，字墓，字崩掛，字崩本，字堀田，字万田脇，字野付，字柳別府，字落ノ上，字六反田，字槐木丸，字淵元，字塚中及び字底水道の全部，大字高尾野町大久保字井手の角，字井手ノ口，字岡ノ下，字岡迫，字下ノ畑，字下檜子山，字下前田，字下段，字下東原，字下終迫，字柿ノ元，字柿田，字柿田ノ上，字柿内，字柿内ノ下，字柿木丸，字柿木原，字檜子山，字丸岡，字丸岡ノ下，字岩塚，字久保，字橋ノ元，字橋の上，字橋口，字曲迫，字原畑，字古川，字五反田，字五兵衛山，字口ノ坪，字溝上，字溝西，字黒木ノ元，字今村，字砂取，字砂取山，字砂取山ノ西，字坂下，字三角，字山ノ奥，字山下，字山川，字山添，字寺田，字柴山，字射場，字射場屋敷，字射場下，字射場後，字射場西，字車道，字狩集，字出シ道下，字出シ道東，字出水境，字小陳ノ下，字小塚，字小牟田，字松ヶ野，字松ヶ野原，字松下，字松山西，字上ノ原，字上り立の上，字上使道，字上使道ノ上，字上使道口，字上柴山，字上松ヶ野，字上前田，字上村，字新田，字甚カ下，字甚ヶ屋敷，字水洗，字杉山ノ下，字杉山ノ東，字清玉岡，字西松ヶ野，字西焼山，字西大久保，字西段，字西道上，字千間山，字川ノ上，字川窪，字太田，字大久保，字大久保原，字大迫，字大野原，字池ノ尾，字竹添，字中岡，字中原，字中山，字中須，字中島，字中島，字町口，字鎮守丸，字鎮守元，字陳ノ平，字塚ノ元，字東原，字東焼山，字東段，字東町，字東道上，字道下，字道下段，字道添，字内長野，字楠木丸，字梅木林，字萩原，字麦田，字島田，字番手山，字樋掛，字平田，字並松ノ下，字並松ノ上，字坊主岡，字本町，字木ノ法，字野中，字矢房，字溜平，字桑木流，字論山ノ上及び字築原の全部並びに字カラン迫，字下中尾，字高野，字西高野，字中尾，字田平，字堂山，字白木迫，字小豆野，字終迫及び字平木場の各一部，大字高尾野町唐笠木字永田，字園山，字横馬場，字下ノ原，字下川原，字外園，字笠掛，字宮ノ下，字宮園，字宮脇，字犬地，字狐ヶ尾，字寺園，字出し道，字出口，字小幡，字小伏川原，字松ヶ角，字松ノ元，字城ノ上，字諏訪下，字諏訪山，字諏訪坊，字諏訪脇，字水洗，字西の角，字川原，字大通，字中村，字土部，字徳田，字楠木丸，字迫田，字八幡ノ前，字八幡下，字平牟田，字法来，字木の法及び字和田の全部，大字上鯖淵字一本松の各一部，大字莊字溝合，字塩入，字外戸口，字外島，字丸山，字丸尾，字宮下，字宮元，字宮田，字供田，字桑水流，字古井樋，字山中，字寺ノ下，字小村，字庄迫，字松本，字焼山，字上須，字西ノ下，字西尾，字川俣，字大園，字中園，字町，字鶴来丸，字天神丸，字田ノ神，字田淵，字日迫，字尾崎，字峯元，字坊，字堀ノ内，字友ノ上及び字友添の全部並びに字溝上及び字東浜の各一部，大字武本字落ノ元の全部並びに字下ヶ原，字加治屋敷，字茅房迫，字岩下，字古屋敷，字後平，字江月，字山ノ神迫，字小原山，字前田，字大曲，字銚立口，字中尾ノ段，字段ノ平，字内畑，字島ヶ段及び字矢ノ助の各一部，大字米ノ津町の一部（地先公有水面を含む。），大字野田町下名字井手元，字井町，字一町田，字永吉，字榎木丸，字猿楽園，字奥園，字岡畑，字屋地，字下今村，字下早風，字加生岡，字垣内，字茅越ヶ迫，字茅刈，字岩元，字宮ノ下，字宮脇，字橋下，字橋上，字鏡淵，字曲迫，字金剛園，字源田丸，字古川園，字古田迫，字袴田，字荒巻，字高岡，字高細工，字高棚，字黒鳥川，字佐司田，字祭田，字桜ヶ城，字三斗蒔，字山ノ上，字山ノ迫，字四反坪，字紙田，字耳取，字社下，字重園，字重津川，字出丸，字春，字小淵，字招田，字松ヶ迫，字松元，字鐘付，字上今村，字上早風，字上備田多，字上浜田，字森町，字水ノ手，字西笠掛，字西橋下，字西牟田，字青茅迫，字石亀，字雪手ヶ迫，字川原田，字川漉，字浅井迫，字船ヶ迫，字前田，字早馬尻，

字早風，字相垣，字大園，字大人，字大道原，字大迫，字大島，字大法田，字竹ノ下，字竹添，字茶屋迫，字中備田多，字中林，字長迫，字長尾，字辻，字辻ヶ迫，字田神丸，字田多吉，字田多園，字兎迫，字土瀬戸，字東笠掛，字徳手，字八田多，字八反田，字板川平，字浜田，字不動原，字平原，字平地，字平田，字平八重，字片見取，字崩ノ上，字崩下，字法メキ，字北山田，字本町，字餅井迫，字夜中田，字野首，字野田島，字矢房，字来仙，字落水，字路上，字六枝，字六田多，字六反田，字榊木迫，字蕙田，字襲城，字襲川，字塩入，字柳ノ丸，字鉦淵及び字鞆田の全部並びに字辰戸丸，字羽下，字岡迫，字完取，字岩崎，字五反田，字三月田，字山口，字水洗，字駄白，字大道添，字東備田多，字鋒立，字餅井及び字矢立ヶ迫の各一部，大字野田町上名字井杭田，字一本松ヶ迫，字下三斗蒔，字下野角，字仮屋原，字橋口原，字熊陳，字桑木丸，字祭田，字三斗蒔，字山ノ口，字山田，字寺原，字十三奉行迫，字鋤崎，字勝負ヶ元，字小葛川，字小山田，字小松田，字小松畑，字小伏川，字松ヶ迫，字松山，字松木園，字上平田，字城ノ平，字城内，字新城，字新田，字神ノ丸，字青木，字石坂，字打上，字大畑，字町原，字長田，字田島原，字土穴，字鶯巢，字馬渡，字白木元，字樋渡，字別府，字野角，字野元，字龍巢川及び字冷水の全部並びに字愛宕迫，字上新田，字前田，字大角鹿倉，字大坪ヶ迫，字椿倒，字田ノ神丸，字東田，字藤原，字野首段，字野首迫，字溜ノ下，字七枝，字溜ノ段，字涼松及び字籠土山の各一部，大字住吉町の地先公有水面，大字今釜町の地先公有水面並びに大字汐見町の地先公有水面

### 3 都市計画区域から除外される土地の区域

出水市大字下鯖町字関外，字中坪及び字野間原の各一部，大字境町の一部，大字上鯖淵字犬ワナノ口及び字跡ノ迫の全部並びに字鯖淵原，字一本松，字一本杉ノ元，字猿打，字乙五郎，字垣山ノ平，字岩下，字金堀平，字後迫，字御所園原，字小山川内平，字上別府平，字諏訪ノ脇，字清水ヶ平，字大坂ノ下，字大城ノ下平，字大杉之元，字鳥越，字通山，字通山口，字通山川内，字迫田，字北御所園，字木場，字木場山，字木場山迫及び字藪佐の各一部，大字美原町の一部並びに大字武本字丸岡，字高田組，字西椿及び字鳴小路の全部並びに字ナタトキ，字ナタトキ迫，字フマガタ，字フマカ迫，字溝上，字吉ヶ屋敷，字宇都ヶ迫，字加治屋敷，字茅房迫，字観音迫，字金山出口，字君名原，字君名川，字向逢坂東，字向合坂，字黒崩，字山ノ神段，字山下，字狩ノ畑，字狩俣上，字小原山，字庄左エ門渡，字上小田，字杉ノ木，字折尾埜，字船ヶ迫ノ上，字大曲，字大笹，字大崩，字大崩下，字段ノ平，字築池，字長迫，字定山，字鉄木屋，字内畑，字日ノ丸，字猫石，字鉢窪，字野坂，字野坂ノ口，字水洗，字湯川内東平，字野坂尻及び字椿の各一部

### 鹿児島県告示第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により，都市計画区域を次のように変更する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 都市計画区域の名称

上屋久都市計画区域

#### 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

熊毛郡屋久島町大字宮之浦字物ヶ峯，字田尻，字水洗尻及び字火ノ上山の各一部，大字宮之浦の地先公有水面並びに大字楠川の地先公有水面

### 鹿児島県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により，都市計画区域を次のように変更する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 都市計画区域の名称

屋久都市計画区域

#### 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

熊本郡屋久島町大字安房字向エ野，字新町及び字新次山の各一部並びに大字安房の地先公有水面

#### 鹿児島県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
出水都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
出水都市計画区域

#### 鹿児島県告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
上屋久都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
上屋久都市計画区域

#### 鹿児島県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
屋久都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
屋久都市計画区域

#### 鹿児島県告示第408号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成28年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目  
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間

平成28年4月4日から同年6月3日まで

- 3 試験期日  
平成28年6月11日
- 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

### 大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年4月1日

大隅地域振興局長 酒匂司

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
自立支援センターかやの郷	鹿屋市今坂町9979番地4	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成28年3月31日	就労移行支援

### 大隅地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年4月1日

大隅地域振興局長 酒匂司

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者支援センターeすぺーす	鹿屋市新川町671番地2	特定非営利活動法人一歩会eすぺーす	鹿屋市新川町671番地2	新小田幸代	平成28年4月1日	生活介護
自立支援センターかやの郷	鹿屋市今坂町9979番地4	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成28年4月1日	就労継続支援A型

## 公 告

総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施公告  
総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 企画提案競技に付する事項
- (1) 業務名  
総務事務センター庶務事務等業務
- (2) 業務内容

総務事務センター庶務事務等業務に関する企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び総務事務センター庶務事務等業務に関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

鹿児島県行政庁舎

(4) 履行期間

平成28年8月1日から平成31年7月31日まで

なお、契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 企画提案競技に参加するものに必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

(1) 鹿児島県内に本店、支店その他の営業所を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 5の(3)の参加表明書の提出期限の日において、鹿児島県から指名停止を受けているものでないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないものであること。

(5) 過去5年以内に国又は地方公共団体との間において、仕様書に記載する業務の全部又は一部の業務について履行期間が1年以上の委託契約（労働者派遣契約を含む。）を締結し、かつ、適切に業務を完了した実績（見込みを含む。）を有するものであること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「協会」という。）からプライバシーマークを付与されているもの若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得しているもの又は個人情報の取扱いについて協会と同等以上の第三者機関による認定等を受けているものであること。

(7) 次のアからクまでのいずれにも該当しないものであること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

ク アからキまでに定めるものの依頼を受けて企画提案競技に参加しようとする法人等

(8) 消費税及び地方消費税並びに鹿児島県の県税について未納がないこと。

3 実施要領及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係



鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

なお、鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）からも取得することができる。

(2) 交付期間

平成28年4月1日（金）から同月14日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 説明会の開催日時及び場所

(1) 日時 平成28年4月11日（月）午後2時30分

(2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎10階）10-総-1会議室

5 参加表明書の提出場所等

(1) 提出場所

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(2) 提出方法

(1)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(3) 提出期限

平成28年4月15日（金）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

6 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

5の(1)に同じ。

(2) 提出方法

5の(2)に同じ。

(3) 提出期限

平成28年4月25日（月）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

7 企画提案書の採否等

提出された企画提案書の内容を総合的に審査して最優秀者を決定し、最優秀者と本件業務の委託契約の交渉を行う。

8 企画提案競技に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5657  
ファックス番号 099-286-5680

9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 企画提案書を提出したものは、別途指示する日時にその内容についてプレゼンテーションを行うこと。

(3) その他企画提案競技に関する詳細な事項は、実施要領及び仕様書による。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表2の項を削り、同表に次のように加える。

315	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37番1号
-----	---------	---------------

**公安委員会規則**

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第14号**

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則等の一部を改正する規則

(確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部改正)

第1条 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第8号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「決定を知った」を「裁決があったことを知った」に、「印」を「罫」に改める。

(登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則の一部改正)

第2条 登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「決定を知った」を「裁決があったことを知った」に、「印」を「罫」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

## 第5号様式（第4条関係）

鹿児島県公安委員会達（鹿交指）第 号

## 登 録 取 消 処 分 通 知 書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので、通知する。

理 由	
-----	--

## （教示事項）

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

別記第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

鹿児島県公安委員会達 (鹿交指) 第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(名 称)

(駐車監視員資格者証番号) 殿

道路交通法第51条の13第 2 項の規定により, 駐車監視員資格者証の返納を命じる。

理 由	
-----	--

この返納命令書の交付を受けた者は, その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは, 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは, 行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に鹿児島県を被告として (訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。) 提起することができます。ただし, 審査請求をした場合は, この処分の取消しの訴えは, その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

（鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部改正）

第3条 鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。」を削り、「6か月」を「6月」に、「決定を知った」を「裁決があったことを知った」に、「印」を「罫」に改める。

（鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則の一部改正）

第4条 鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。」を削り、「6か月」を「6月」に、「決定を知った」を「裁決があったことを知った」に、「印」を「罫」に改める。

（放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則の一部改正）

第5条 放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第12条関係）

（表）

交付年月日	
交付番号	
<p>車 両 の 使 用 制 限 書</p> <p>鹿児島県公安委員会 印</p>	
命 令 の 年 月 日	
使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
使用の本拠の位置	
車両の番号標の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">日間</p>
運 転 禁 止 の 理 由	

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

### 警備業雑踏警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務2級検定を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成28年7月2日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
  - (3) 受検定員  
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成28年5月2日（月）から同月13日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
  - (3) 申請先及び申請方法



## ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

**鹿児島海区漁業調整委員会指示****鹿児島海区漁業調整委員会指示第28-1号**

鹿児島海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

## 1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるニホンウナギ

## 2 禁止期間

毎年10月1日から12月31日まで

## 3 禁止区域

鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

## 4 適用除外

次の場合には、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

## 5 指示の有効期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

**熊毛海区漁業調整委員会指示****熊毛海区漁業調整委員会指示第28-1号**

熊毛海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

- 1 禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間  
毎年10月1日から12月31日まで
- 3 禁止区域  
熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外  
次の場合には、この指示を適用しない。
  - (1) 鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
  - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 内水面漁業管理委員会指示

#### 鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第28-1号

鹿児島県におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 禁止する水産動物  
全長21センチメートルを超えるニホンウナギ
- 2 禁止期間  
毎年10月1日から12月31日まで
- 3 禁止区域  
鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- 4 適用除外  
次の場合には、この指示を適用しない。
  - (1) 鹿児島県内水面漁業調整規則（昭和41年鹿児島県規則第89号）第35条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
  - (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第28-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年4月1日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 指示の内容  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

## 2 指示の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 内水面漁業管理委員会告示

#### 鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第28-1号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成28年4月1日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第28-2号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成28年4月1日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流

### 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 鹿児島県立病院局企業管理規程第7号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条中「級別標準職務」を「等級別標準職務」に改め、同条第1項中「標準的な」を削り、同条第2項中「職務の級の標準的な職務の内容に関する規則（昭和60年鹿児島県人事委員会規則第4号）第2条」を「県職員給与条例第4条第2項」に、「行政職給料表級別標準職務表」を「等級別基準職務表の行政職給料表」に改め、同条第3項中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（級別職務分類表）

第4条の2 前条第1項に規定する職務の級の分類（以下「級別職務分類」という。）は、別表第2の2に定める級別職務分類表に定めるとおりとする。

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員の級別職務分類は、初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）第2条の2に規定する級別職務分類表の行政職給料表の例による。

第5条第1項中「の職務の級を決定する場合に必要な資格」を「を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときの在級期間」に、「級

別資格基準表」を「在級期間表」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

第12条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 臨床工学技士、助産師、看護師又は准看護師（第2号の業務に従事する者を除く。）が、県立病院において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症又は管理者がこれに相当すると認める感染症（以下これらの感染症を「感染症」という。）の患者又は感染症にかかっていると疑われる者の看護作業等に従事したとき。
- (2) 医師、臨床工学技士、助産師、看護師、准看護師又は保清員が、県立病院の結核病棟において、診療、看護作業又は清掃の業務等に従事したとき。

同条第2項中「看護作業等」を「診療、看護作業又は清掃の業務等」に改める。

別表第1医療職給料表(一)の項中「、診療エックス線技師」を削り、「、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師」を「及び歯科技工士」に改め、同表現業職給料表の項中「、技術補佐員」及び「、庁務員」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第4条の2関係）

級別職務分類表

ア 医療職給料表(一)

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	技師
2 級	部長（2級） 医長（2級）
3 級	部長（3級） 医長（3級）
4 級	院長 副院長 部長（4級）

イ 医療職給料表(二)

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	技師（1級）
2 級	技師（2級）
3 級	技師（3級）
4 級	技術主査 技師（4級）
5 級	副薬局長（5級） 室長（5級） 技師長（5級） 副技師長（5級） 専門員
6 級	薬局長（6級） 副薬局長（6級） 室長（6級） 技師長（6級） 副技師長（6級）
7 級	薬局長（7級） 室長（7級） 技師長（7級）

ウ 医療職給料表(三)

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	技師（1級）

2	級	技師（2級）
3	級	技術主査（3級） 技師（3級）
4	級	技術主査（4級） 技師（4級）
5	級	副総看護師長（5級） 看護師長（5級） 副看護師長（5級） 副室長（5級） 参事付
6	級	総看護師長

## エ 医療職給料表(四)

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	技師（1級）
2 級	技師（2級）
3 級	技術主査 技師（3級）

別表第2中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準的な職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第2イの表中「歯科技工士等」を「歯科技工士」に改め、同表備考中「、歯科技工士等とは歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師を」を削る。

別表第3を次のように改める。

## 別表第3（第5条関係）

## 在級期間表

## ア 医療職給料表(二)在級期間表

職 種	職 務 の 級					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
臨床工学技士 言語聴覚士	1	5	3	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。
歯科技工士	2.5	5	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。	別に定め る。

## 備考

- 1 職種欄の「臨床工学技士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「0」とする。
- 2 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「5」とする。

## イ 医療職給料表(四)在級期間表

職 種	職 務 の 級	
	2 級	3 級
保健師 助産師 看護師	0	7
准看護師	別に定める。	別に定める。

備考 職種欄の「保健師」又は「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

別表第4アの表備考中「（昭和60年鹿児島県規則第67号）」を削り、「別表第3の医療職給

料表(二)級別資格基準表の備考の規定を準用する。」を「それぞれの免許を取得した時以降のものとする。」に改める。

別表第4イの表備考1を次のように改める。

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

同表備考2中「別表第3の医療職給料表四級別資格基準表の備考2の規定を準用する。」を「その免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時）以降のものとする。」に改め、同表備考3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第5中

県民健康プラザ 鹿屋医療センター及び県立北薩病院	診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士及びあん摩マッサージ指圧師	2	を
県立大島病院及び県立薩南病院	(1) 結核病棟に勤務する看護師長，副看護師長，看護師及び准看護師 (2) 常時結核患者の診療に直接従事する医師 (3) 診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及びあん摩マッサージ指圧師	2	
	(4) 総看護師長及び副総看護師長 (5) 常時結核病棟に勤務する患者係事務職員	1	

県民健康プラザ 鹿屋医療センター 県立大島病院 県立薩南病院 県立北薩病院	診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士及び言語聴覚士	2	に改め，同
---	-----------------------------------	---	-------

表県立始良病院の項中「，診療エックス線技師」を削る。

別表第6を次のように改める。

適用区分表（現業職給料表の適用を受ける職員）

勤務箇所	職員	調整数
県民健康プラザ 鹿屋医療センター 県立大島病院 県立薩南病院 県立北薩病院	手術室及び中央材料室に勤務する看護師又は准看護師の免許を有しない職員で，看護の補助的業務に従事する職員	1

別表第7イの表中県立薩南病院の項を削る。

別表第7ウの表県立薩南病院の項中「副院長」を

「院長」に改める。

別表第7エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

総看護師長
-------

」を「

総看護師長
リハビリテーション技師長

」に  
改め、同表県立大島病院の項中「

診療放射線技師長
----------

」を削り、同表県立

始良病院の項中「

事務長
総看護師長

」を

「

事務長
薬局長
総看護師長

」に改め、同表県立薩南病院の項中

「

診療放射線技師長
----------

」を削る。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。